

写

24町監第45号

2024年7月16日

町田市議会議長 木目田 英男 様
町田市市長 石坂 丈一 様
町田市教育委員会教育長 小池 慎一郎 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ
同 古川 健太郎
同 三遊亭 らん丈
同 東 友美

2024年第2回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2024年第2回定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
 なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

3 監査の対象

(1) 対象部課

学校教育部（教育総務課、新たな学校づくり推進課、施設課、学務課、保健給食課、指導課及び教育センター）

生涯学習部（生涯学習総務課、生涯学習センター及び図書館）

(2) 対象事務

2023年度(必要に応じて2022年度以前を含む。)に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、リスクの程度に応じ、次表のとおり抽出した。

○学校教育部

教育総務課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	教育費雑入／学校教材費等保護者負担金	356,905,596

支出事務	契約件名又は歳出科目
	学校管理支援業務委託
	小学校管理運営事務に係る需用費(光熱水費)
	中学校管理運営事務に係る需用費(光熱水費)

契約事務	契約件名
	学校管理支援業務委託

新たな学校づくり推進課

支出事務	契約件名又は歳出科目
	「本町田地区・南成瀬地区」統合新設小学校 新たな学校づくり事業PFIアドバイザー業務委託
	まちだの教育7月特別号全戸配布業務委託

契約事務	契約件名	
	「本町田地区・南成瀬地区」統合新設小学校 新たな学校づくり事業PFIアドバイザー業務委託	
	まちだの教育7月特別号全戸配布業務委託	

施設課

収入事務	歳入科目		収入済額(円)
	行政財産使用料／線下用地等使用料		3,788,700
	行政財産使用料／本柱・支柱・支線柱・支線等設置用地使用料		614,388

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田市鶴川東地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託	
	旧忠生第六小学校解体工事	

契約事務	契約件名	
	町田市鶴川東地区統合新設小学校建設基本設計・実施設計業務委託	
	旧忠生第六小学校解体工事	

学務課

収入事務	歳入科目		収入済額(円)
	教育費雑入／就学援助費等返還金		54,060

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	サッカーゴール購入	
	小学校義務教育就学奨励事業に係る扶助費(就学奨励費)	
	中学校義務教育就学援助事業に係る扶助費(就学援助費)	

契約事務	契約件名	
	サッカーゴール購入	

保健給食課

収入事務	歳入科目		収入済額(円)
	物品売払収入／学校給食売払収入		749,207,779

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	町田市立本町田小学校外5校樹脂製食器購入	
	町田市立中学校第一地区給食調理等業務委託単価契約(長期継続契約)	
	小学校保健安全管理事務に係る負担金補助及び交付金(日本スポーツ振興センター負担金)	
	中学校保健安全管理事務に係る負担金補助及び交付金(日本スポーツ振興センター負担金)	

契約事務	契約件名	
	町田市立本町田小学校外5校樹脂製食器購入	
	町田市立中学校第一地区給食調理等業務委託単価契約(長期継続契約)	

指導課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	物品売払収入/OA機器等売払代	298,000
支出事務	契約件名又は歳出科目	
	2023年度学校ネットワーク運用保守業務委託	
	学校ネットワーク統合基盤賃貸借(長期継続契約)	
契約事務	契約件名	
	2023年度学校ネットワーク運用保守業務委託	
	学校ネットワーク統合基盤賃貸借(長期継続契約)	

教育センター

収入事務	歳入科目	収入済額(円)
	教育費雑入/実習生受入謝礼	70,000
支出事務	契約件名又は歳出科目	
	適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)	
	小学校特別支援学級運営事業に係る使用料及び賃借料(自動車借上料)	
契約事務	契約件名	
	適応指導教室学習支援等業務委託(長期継続契約)	

○生涯学習部

生涯学習総務課

収入事務	歳入科目	収入済額(円)		
	行政財産使用料/土地建物使用料	463,188		
	教育費雑入/講習会等参加費	236,100		
支出事務	契約件名又は歳出科目			
	2023年度埋蔵文化財調査委託(単価契約)			
	高ヶ坂石器時代遺跡整備工事(六期) 民有文化財保護促進事業に係る負担金補助及び交付金(指定文化財保護育成補助金)			
契約事務	契約件名			
	2023年度埋蔵文化財調査委託(単価契約) 高ヶ坂石器時代遺跡整備工事(六期)			
財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	架・棚・箱(可動書庫)	1995	4,800,000	1
	美術品(須恵器横瓶)	2002	1,800,000	1,800,000
	架・棚・箱(平型覗きガラスケース)	2017	1,284,660	481,750
	工作物(土製耳飾りレプリカ)	2018	2,309,401	461,881

生涯学習センター

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	公民館使用料／公民館施設使用料	7,710,210
	公民館使用料／附属設備使用料	212,670
	教育費雑入／講習会等参加費	1,192,000

	契約件名又は歳出科目
支出事務	生涯学習センター施設貸出・管理業務委託
	町田センタービル管理事務に係る負担金補助及び交付金(町田センタービル総合管理負担金)

	契約件名
契約事務	生涯学習センター施設貸出・管理業務委託

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理 事務	音楽用機器(グランドピアノ)	2002	3,600,000	1
	家具調度(ロッカー)	2002	1,820,000	1
	家具調度(ロッカー)	2002	1,690,000	1
	美術品(絵画)	2002	1,260,000	1,260,000
	音響映像用機器(液晶プロジェクター)	2016	1,992,600	1

図書館

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	文学館使用料／展覧会観覧料	1,166,000
	教育費雑入／複写機等使用料	426,980
	教育費雑入／受託販売収入	450,972
	教育費雑入／紛失図書等弁償金	59,629

	契約件名又は歳出科目
支出事務	ICタグ・カラーバーコードシステム賃貸借(長期継続契約)
	図書館情報システム賃貸借(長期継続契約)

	契約件名
契約事務	ICタグ・カラーバーコードシステム賃貸借(長期継続契約)
	図書館情報システム賃貸借(長期継続契約)

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理 事務	机・卓・台(カウンター)	1991	1,938,070	1
	机・卓・台(カウンター)	1991	1,475,000	1
	架・棚・箱(木製書架)	1994	1,710,000	1
	架・棚・箱(雑誌書架)	1994	1,447,500	1
	架・棚・箱(柱巻き展示架)	2014	2,700,640	1

(注) 表中の金額は、2024年3月5日時点のものである。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しとなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び担当職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象について、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

6 監査の期間及び実施場所

2024年3月5日から2024年6月27日まで次表の場所で監査を実施した。

町田市庁舎	町田市立鶴川図書館
教育センター	町田市立金森図書館
町田市立自由民権資料館	町田市立木曾山崎図書館
町田市生涯学習センター	町田市立堺図書館
町田市立中央図書館	町田市立忠生図書館
町田市立さるびあ図書館	町田市民文学館ことばらんど

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

学校教育部教育総務課

<支出事務>

【指摘】支出命令の調査については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきもの

町田市会計事務規則第44条第1項第1号及び第4号では、課長が、支出命令書を発行しようとするときは、支払金額に誤りがないこと並びに支出の内容について法令及び契約に違反する事実がないことを調査しなければならないと定めている。

学校管理支援業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、受託者からの請求金額が1円未満の端数を切り上げた税込単価で計算されており、学校管理支援業務委託契約仕様書で定める計算方法に基づき算定された支払金額と異なっていたが、当該請求金額で支出命令が行われていた。

主管部課によれば、学校管理支援業務委託契約仕様書に定める支払金額について確認を怠り、請求金額に基づき支出命令を行ったとのことであった。

支出命令における支払金額等の調査は、不当な支出を未然に防止するためのものであり、支払金額の確定の基礎となる単価や時間について、決裁の事務処理過程において、それぞれ確認をする必要がある。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、支出命令の調査を適正に行うべきである。

学校教育部施設課

<収入事務>

【指摘】行政財産使用料の減免については、町田市行政財産使用料条例及び町田市公有財産規則にのっとり、適正に行うべきもの

町田市行政財産使用料条例第2条では、行政財産の使用料（以下「使用料」という。）は、1月当りの額により算出するものとし、土地を使用させる場合には、当該土地の適正な価格に1,000分の2.5を乗じて得た額と定めている。また、同条例第5条第4号では、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、行政財産の使用料を減額又は免除することができる旨と定めている。

町田市公有財産規則第27条第1項では、行政財産を使用しようとする者は、町田市行政財産目的外使用許可申請書の提出をしなければならないと定め、同条第4項では、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、当該申請時に、町田市行

政財産使用料減免申請書を提出しなければならないと定めている。また、同規則第28条第1項では、使用許可の決定があったときは、町田市行政財産目的外使用許可書を申請者に交付しなければならないと定めている。

本柱・支柱・支線柱・支線等設置用地使用料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、使用許可の申請時に減免申請書の提出がなかったが、使用料を免除する旨の使用許可書を交付していた。

主管部課によれば、学校で電気・電話を使用するために不可欠な専用設備であること及び当該学校のみで使用する設備であることから、長年に渡りこの運用を行っていたとのことであった。

使用料の減額及び免除は歳入の減少につながることから、その適用に当たっては、受益者負担の原則に基づく公平・公正の観点から明確な手続が定められている。減免手続については、その根拠となる条例及び規則を十分に確認し、その規定に従わなければならない。

主管部課は、町田市行政財産使用料条例及び町田市公有財産規則にのっとり、使用料の減免について適正に行うべきである。

学校教育部教育センター

<契約事務>

【指摘】 契約事務については、町田市事務決裁規程、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの

町田市事務決裁規程第8条及び別表第2では、契約内容及び契約方法の決定の決裁区分について、300万円超5,000万円以下の契約は部長と定めており、見積り徴取の取扱い方針第3第6項では、見積り徴取の基準として、見積りに日付を明記することを定めている。

また、町田市契約事務規則第45条第2項では、課長は、契約の履行の検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならないと定めている。

適応指導教室学習支援等業務委託（長期継続契約）に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、契約内容及び契約方法の決定は部長決裁であるべきところ課長決裁となっており、また、契約原議書に添付された見積書には、日付が記載されていなかった。さらに、契約の履行の検査に合格した旨を記載した書類が作成されていなかった。

主管部課によれば、組織内における契約事務の知識が不足していたことが原因とのことであった。

契約事務においては、仕様書等を確定する契約内容から契約履行の検査を行い支払に至る事務手続の各段階で、契約書、仕様書等その他の関係書類に基づき、手続が適正であることを確認し、事案に応じた決裁責任者が決裁することにより、組織として意思決定が行われなければならない。

当該意思決定を適切に行うためには、契約の主管部課が定めた契約事務の手引書

等を参考に知識の習得に努め、組織として共有する仕組みの構築を図るとともに、決裁による統制活動を通して、契約事務の運用が適正であることを確認する必要がある。

主管部課は、町田市事務決裁規程、町田市契約事務規則等にのっとり、契約事務を適正に行うべきである。

生涯学習部図書館

<収入事務>

【指摘】現金の管理については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に行うべきものの

町田市会計事務規則第112条では、出納員は、現金出納簿、有価証券出納簿、金庫内保管物記録簿のうち、必要なものを備えて整理しなければならないと定め、同規則第27条第3項では、出納員は、収入金を収納したときは、現金出納簿に記載しなければならないと定めている。

図書館が現金出納簿として使用している収納金日報及び収納金月報並びに現金（手提金庫内）保管記録簿について閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、監査対象とした図書館全7館のうち4館において、帳簿の記載漏れや記載誤りが合計9件あったが、それらの記載誤り等が見落とされ決裁が行われていた。

主管部課によれば、担当職員及び係長など複数人による確認が徹底されていなかったとのことであった。また、現金出納簿として使用している収納金日報及び収納金月報は、会計課が定める現金出納簿の様式と異なり、残高を記載するための項目が無いなどの不備があった。さらに、帳簿が図書館独自の様式であるため、記載方法の習得に時間を要し、簿冊ごとに手書きしていたことから、記載漏れや記載誤りが発生したとのことであった。

現金管理の事務の適正化は、事故を未然に防止し適正な事務を継続的に確保するために必要とされるものである。様式の標準化や事務の効率化を図り、担当職員の指導及び研修を着実に実施するとともに、決裁による統制機能を強化することが必要である。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、現金の管理を適正に行うべきである。

【指摘】観覧料の免除については、町田市民文学館条例施行規則にのっとり、適正に行うべきもの

町田市民文学館条例第14条では、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、町田市民文学館の観覧料の全部又は一部を免除することができると定め、町田市民文学館条例施行規則第13条第1項第2号では、身体障害者福祉法第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱に基づく愛の手帳等の交付を受けている者（以下「身体障がい者等」という。）が観覧するときは、観覧料を半額免除することができると定めている。

また、町田市民文学館条例施行規則第13条第3項では、観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ免除申請書を教育委員会に提出しなければならないと定め、同条第4項では、教育委員会は、当該申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、免除承認書を申請者に交付すると定めている。

町田市民文学館の観覧料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、町田市民文学館では、観覧料の免除申請書の提出及び免除承認書の交付の процедуруを行うことなく、身体障害者手帳等の提示により観覧料の半額を免除していた。

主管部課によれば、身体障がい者等の観覧料の免除の手續に係る町田市民文学館条例施行規則の規定についての認識が不足し、身体障害者手帳等の提示により要件を充足すると誤認していたことから、身体障がい者等の負担の軽減を図りつつ、迅速に事務を行うため、このような処理を行っていたとのことであった。

公金を取扱う公務員は、市民の信頼の基礎となる法令遵守の要請が特に強く、事務の執行に当たっては、その根拠となる条例及び規則を十分に確認し、その規定に従わなければならない。

手續面における身体障がい者等の負担に対する配慮は、本来制度を設計する段階で検討すべきであり、町田市民文学館条例施行規則の規定に従うと利用者に対し十分な配慮を行うことができないと判断するのであれば、規定自体の見直しを行うことも必要である。

主管部課は、身体障がい者等の観覧料の免除における適正な事務のあり方について町田市民文学館条例施行規則の規定の見直しの方策等を含め検討し、同規則にのっとり、適正に事務を行うべきである。